

議 案 第 7 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人市民税等に係る特例措置が講じられたことから、特に緊急を要すると認め、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

地方税法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第59条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第6条の4の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。